

地方公務員の労働関係に関する法律案の概要

地方公務員に自律的労使関係制度を措置するため、地方公務員の労働基本権を拡大することとし、団体交渉の対象事項、当事者及び手続、団体協約の効力、労働関係の調整手続等について定める。

（１）労働組合

労働組合の組織及び認証、組合役員の専従許可、不当労働行為の禁止等について定める。

（２）団体交渉

団体交渉事項の範囲、団体交渉の当事者及び手続、団体交渉の議事概要の公表等について定める。

（３）団体協約

団体協約の範囲、団体協約を締結する当局、団体協約の効力等について定める。

（４）不当労働行為に関する手続

不当労働行為事件の審査手続等に関する事項を定める。

（５）地方公務員の労働関係の調整手続

地方公共団体の当局と労働組合との間に発生した紛争に関するあっせん、調停及び仲裁の手続を定める。

（６）施行日

地方公務員法等の一部を改正する法律の施行の日

※ 公布日から３年６月を超えない範囲内において政令で定める日